

## 定 款

### 第1章 総 則

(商 号)

**第1条** 当社は、ムラキ株式会社と称し、英文ではMURAKI CORPORATION と表示する。

(目 的)

**第2条** 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 自動車部品、用品、車両、油機機械器具、店装等の売買、リース並びに輸出入
- 2 不動産の売買、賃貸、管理、保有並びに運用
- 3 化学工業薬品、薬剤、医療用品、石油製品、合成ゴム、肥料、染料、顔料、塗料、印刷インク、靴ずみ、つや出し剤、せっけん類、歯みがき、化粧品、香料、燃料、油脂、普通特殊鋼、ステンレス鋼の製品、加工品、鉄鋼原料、陶器、陶磁器製品、建築用材料及びガラス、これらの附属品の製造販売並びに輸出入
- 4 動力機械器具、建設機械器具、運搬機械器具、風水力機械器具、事務用機械器具、理化学機械器具、測定機械器具、医療機械器具、電気通信機械器具、電子工学用機械器具、光学機器、輸送機械器具、機械工具、刃物類及び金具、これらの部品及び附属品の製造、販売並びに輸出入
- 5 衣料用繊維製品、寝具、ボタン、かばん、袋物、包装用容器、印刷物、家具、照明器具、厨房器具、装身具、室内装飾品、皮革製品、冠婚葬祭用具、記念カップ、宝石模造品、造花、化粧用具、喫煙用具、ペット用品、ペットフード、はき物、かさ及びつえ、これらの製造、販売並びに輸出入
- 6 娯楽用品、日用雑貨品、玩具、事務用品、電子計算機、家庭用電化製品、繊維原料、宝石、貴金属、運動具、つり具、楽器、蓄音機、レコード、ビデオテープ、音楽テープ、紙類、台所用品、たばこ、食料品、美術工芸品、カメラ、メガネ、時計及び写真、これらの部品及び附属品の販売並びに輸出入
- 7 イベント企画、広告及び宣伝業
- 8 ネオン看板、電飾サイン及び各種電子調光装置の企画設計、製造販売並びに施工
- 9 鋼構造物工事、塗装工事、内装仕上工事の請負
- 10 自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の整備並びに修理
- 11 コンピュータソフトウェアの開発及び販売、賃貸
- 12 インターネットによる情報提供サービス
- 13 医薬品、医薬部外品、清涼飲料水等の販売並びに輸出入

- 14 介護福祉機器、用品等のレンタル、販売並びに輸出入
- 15 産業廃棄物、一般廃棄物、合成樹脂廃棄物等の再生加工及び収集、処理
- 16 一般貨物自動車・貨物軽自動車運送事業及び倉庫業
- 17 経営指導のための企業管理、経営受託
- 18 有価証券の保有と運用
- 19 デジタルサイネージ・デジタルコンテンツの企画・作製・運用・保守・販売及びレンタル業務
- 20 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

**第3条** 当社は、本店を東京都多摩市に置く。

(機関)

**第4条** 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

**第5条** 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

**第6条** 当社の発行可能株式総数は、500万株とする。

(自己の株式の取得)

**第7条** 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

**第8条** 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

**第9条** 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

**第10条** 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿及び

新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

**第11条** 当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

**第12条** 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

**第13条** 当会社の定時株主総会議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

**第14条** 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

**第15条** 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

**第16条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

**第17条** 株主総会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

(電子提供措置等)

**第18条** 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

**第19条** 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

**第20条** 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

**第21条** 取締役は、株主総会において解任する。

- 2 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

**第22条** 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

**第23条** 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

**第24条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

**第25条** 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

**第26条** 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

**第27条** 取締役会に関するその他の事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(議事録)

**第28条** 取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(報酬等)

**第29条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

**第30条** 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第5章 執行役員

(執行役員)

**第31条** 当会社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。

2 取締役会は、執行役員を取締役または従業員の中から選任し、取締役会の決定した業務の執行を行わせ、これに会長、社長、副社長、専務、常務その他の役位を付与することができる。

(任期)

**第32条** 執行役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

2 取締役会は、執行役員が任期の途中でであってもその決議をもってこれを解任することができる。

## 第6章 監査役及び監査役会

(員数)

**第33条** 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

**第34条** 監査役は、株主総会においてこれを選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

**第35条** 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

**第36条** 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

**第37条** 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要が

あるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

**第38条** 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

**第39条** 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(議事録)

**第40条** 監査役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成して、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(報酬等)

**第41条** 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

**第42条** 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第7章 会計監査人

(選任方法)

**第43条** 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

**第44条** 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

**第45条** 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第8章 計算

(事業年度)

**第46条** 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

**第47条** 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

**第48条** 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

**第49条** 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

**第1条** 定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第18条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和63年6月25日改正

平成2年2月7日改正

平成3年1月21日改正

平成6年6月28日改正

平成7年6月28日改正

平成8年6月27日改正

平成9年6月27日改正

平成11年6月29日改正

平成12年6月29日改正

平成13年6月28日改正

平成14年6月27日改正

平成15年6月27日改正

平成16年6月29日改正

平成18年6月29日改正

平成19年6月28日改正

平成21年6月25日改正

平成27年6月25日改正

平成28年6月23日改正

平成29年6月22日改正(株式併合 附則)

平成29年10月1日改正(附則削除)

令和4年6月24日改正(電子提供経過措置 附則)